

当院は糖尿病管理のツールとして 間歇スキャン式持続血糖値測定器を使用しています

生活習慣改善につながるスタートラインに立つためのツール

FreeStyle リブレ Link アプリ¹²を使えば、グルコース値の測定結果を確認し、他の人と共有²⁸することができます。

単な方法で血糖自己管理をサポートします。



FreeStyle リブレ Link アプリ¹²を最大限に活用しましょう

アプリを活用して、家族や介護者につながる

リブレ Link Up²¹ [リブレ Link Upについて詳しく知る](#)

アプリを活用して、グルコースデータを医療従事者と共有する²⁶

リブレ View²⁴ [リブレ Viewについて詳しく知る](#)

FreeStyle リブレ Link アプリ¹²をダウンロードして、今すぐ始めましょう



保険償還（2024年6月時点） 在宅医療 C150 血糖自己測定器加算

区分	条件	点数	1型糖尿病	2型糖尿病
1	月20回以上測定する場合	350点	○	○
2	月30回以上測定する場合	465点	○	○
3	月40回以上測定する場合	580点	○	○
4	月60回以上測定する場合	830点	○	○
5	月90回以上測定する場合	1,170点	○	
6	月120回以上測定する場合	1,490点	○	
7	間歇スキャン式持続血糖測定器によるもの	1,250点	○	○

7. 間歇スキャン式持続血糖測定器によるものについて

- 注1) 1から4までについては、入院中の患者以外の患者であって次に掲げるものに対して、血糖自己測定値に基づく指導を行うため血糖自己測定器を使用した場合に、3月に3回に限り、第1款の所定点数に加算する。
 - イ) インスリン製剤又はヒトソマトメジンC製剤の自己注射を1日に1回以上行っている患者（1型糖尿病の患者及び膵全摘後の患者を除く。）
 - ロ) インスリン製剤の自己注射を1日に1回以上行っている患者（1型糖尿病の患者又は膵全摘後の患者に限る。）
 - ハ) 12歳未満の小児低血糖症の患者
 - ニ) 妊娠中の糖尿病患者又は妊娠糖尿病の患者（別に厚生労働大臣が定める者※1に限る。）
- 注2) 5及び6については、入院中の患者以外の患者であって次に掲げるものに対して、血糖自己測定値に基づく指導を行うため、血糖自己測定器を使用した場合に、3月に3回に限り、第1款の所定点数に加算する。
 - イ) インスリン製剤の自己注射を1日に1回以上行っている患者（1型糖尿病の患者又は膵全摘後の患者に限る。）
 - ロ) 12歳未満の小児低血糖症の患者
 - ハ) 妊娠中の糖尿病患者又は妊娠糖尿病の患者（別に厚生労働大臣が定める者※1に限る。）
- 注3) 7については、インスリン製剤の自己注射を1日に1回以上行っている入院中の患者以外の患者に対して、血糖自己測定値に基づく指導を行うため、間歇スキャン式持続血糖測定器を使用した場合に、3月に3回に限り、第1款の所定点数に加算する。
- 注4) SGLT2阻害薬を服用している1型糖尿病の患者に対して、血中ケトン体自己測定器を使用した場合は、血中ケトン体自己測定器加算として、3月に3回に限り、40点を更に第1款の所定点数に加算する。